

パーキンソン病患者が願う請願事項の実現を求める請願書

2026年 月 日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

請願団体 一般社団法人 全国パーキンソン病友の会
(住所) 東京都中野区沼袋 4-31-12
矢野エメラルドマンション 306号室

請願人氏名 印

(住所)

他 筆

紹介議員 印

【請願要旨】

パーキンソン病は、根本的な治療法が確立されていない進行性の神経変性疾患です。患者と家族は、長期にわたり日常生活において多くの困難に直面しており、新たな治療法の研究開発や医療制度の改善が不可欠です。全ての患者と家族が生活の質(QOL)を維持し、安心して暮らせる社会を実現するため、格段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

私たち患者と家族の切なる願いは、病気の原因の究明と根治治療法の確立です。治療法や新薬開発の研究が一日でも早く進展し、実用化される日が訪れることを心から望んでおります。そのためには、国におかれましては、研究・開発力の向上に向けた環境整備を推進するとともに、AMED(国立研究開発法人 日本医療研究開発機構)が所管する研究課題等への支援を一層強化していただくよう、強くお願い申し上げます。

難病は誰にでも発症しうる病気です。特にパーキンソン病は、症状が進行性であり軽快することがないにもかかわらず、特定医療費(指定難病)受給者証の更新申請を毎年行わなければなりません。この手続きは、患者と家族にとって心身ともに大きな負担となっています。現在、厚生労働省の「難病・小慢合同委員会」において更新期間の見直しが検討されていますが、更新頻度を2年もしくは3年に1回へと緩和する制度改正を、可及的速やかに実現していただくよう要望いたします。

パーキンソン病には、運動症状のみならず、自律神経症状(便秘・排尿障害など)、精神症状(無感情・抑うつなど)、睡眠障害、姿勢異常(腰曲がり・すくみ足等)といった、心身にわたる多様な症状(非運動症状)が伴います。しかし、付随する症状の診療科を受診しても医療費助成の対象かどうかの判断は、医療機関や医師によって異なり、結果として助成対象外とされるケースが後を絶ちません。つきましては、付随する症状の治療は診療科を問わず助成対象となる旨を、全ての関係医療機関に周知徹底し、制度の適正な運用が図られるよう改善を強く求めます。

高齢化が進行する地方や離島など過疎地域では、医療従事者の不足が深刻です。中でも、脳神経内科医は都市部に偏在しており、多くの患者と家族は、身近に専門医がないという大きな不安を抱えながら生活しています。専門医の地域偏在を是正し、医療提供体制の均てん化を強力に推進してください。そのためには、国と地方自治体が連携し、実効性のある政策が不可欠です。

【請願事項】

1. パーキンソン病の根治治療法確立に向けた、研究・開発に対する支援を継続してください。
2. 特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続きを簡素化するとともに、更新頻度を現状の「毎年」から「2年もしくは3年に1回」に緩和するよう制度改正をお願いします。
3. パーキンソン病に付随して発生する傷病の治療は、診療科を問わず医療費助成の対象となる旨を、全ての関係医療機関に周知徹底し、制度の適正な運用を図ることをお願いします。
4. 居住地に関わらず早期診断・早期治療が受けられるよう、医療提供体制の均てん化を強力に推進してください。

※ 均てん化：医療の質や内容が地域や医療機関で格差なく提供されること。

【全国パーキンソン病友の会の思い】

パーキンソン病の患者と家族が友の会を立ち上げて50年を迎えますが、いまだに原因さえ究明されず、根治治療法也没有ありません。けれども私たちは、今後も希望を捨てることなく、研究・開発がより一層進展するように、関係機関に積極的に協力して参ります。

== 署名時の注意点 ==

- (1) 自筆でご記入願います。(この場合、押印・サイン不要)
- (2) 同上や〃は、無効になります。
- (3) 署名が困難で代筆をお願いする場合は、氏名欄の方(依頼者)の押印が必要です。
記入者の方の押印は、無効になります。←《よくある間違いです。ご注意ください。》
- (4) ボールペンまたはサインペンで記入してください。

氏 名	住 所	代筆印	募 金
	都 道 府 県		
	都 道 府 県		
	都 道 府 県		
	都 道 府 県		
	都 道 府 県		
	都 道 府 県		
	都 道 府 県		
	都 道 府 県		
	都 道 府 県		
	都 道 府 県		

個人情報の取扱い：ご記入いただいた氏名・住所につきましては、国会請願以外の目的に使用することはありません。
署名用紙は国会閉会后、表紙のみを残して、溶解処分されます。